

参 考 資 料

諸外国の監査法人制度等の比較(監査法人等に対する監督等のあり方関係)

項目	日本	米	英	仏	独	EU(第8次指令)
1. 参入に関する規制 ①必要人数 ②特別の要件	①5人以上 ②設立の後、登記所に登記。その後、内閣総理大臣へ届出。	①特に定めなし ②上場会社の監査を実施するには、PCAOBへの登録が必要。	①特に定めなし ②上場会社の監査をするにはPOB(専門監視団体)、非上場会社の監査を実施するには、自主規制団体に登録が必要。	①特に定めなし ②監査を実施するには、地方会計士協会に申請し、控訴院への登録が必要。	①特に定めなし ②監査を実施するには、WPKへの登録が必要。	①特に定めなし ②法定監査を実施するためには、登録が必要。
2. 外国監査法人の登録	・外国監査法人に登録は求められていない。	・米市場の上場会社及びその重要な子会社等を監査する外国監査事務所に登録が求められる。	・第8次指令により外国監査事務所は登録が求められる予定。	・仏市場の上場会社を監査する外国監査事務所に登録が求められる。	・独市場の上場会社を監査する外国監査事務所に登録が求められる。	・欧州各国市場の上場会社を監査する外国監査事務所は登録が求められる。
3. 品質管理レビュー及びモニタリングのあり方	・上場・非上場を問わず、全ての監査について、大手監査法人には2年に1回、それ以外の監査法人には、3年に1回、日本公認会計士協会が品質管理レビューを実施。 ・公認会計士・監査審査会は、品質管理レビューをモニタリング。	・上場会社の監査について、大手監査事務所には毎年、それ以外の監査事務所には、少なくとも、3年に1回、PCAOBが検査を実施。 ・非上場会社の監査については、原則3年に1回、AICPAによるピア・レビューを実施。	・上場会社等の監査について、原則、3年に1回程度、監査検査団体(AIU:FRRCの下部組織)が検査を実施。 ・非上場会社の監査については、自主規制団体が検査を実施。	・上場会社の監査について、3年に1回、CNCCが検査を実施。 ・上場会社以外の公開会社については、5年に1回、CNCCが検査を実施。 ・監査人監督機関(H3C)が自主規制団体による検査結果をレビュー。	・上場・非上場を問わず、法定監査について、少なくとも、3年に1回、WPKが検査を実施。 ・決算書監査人監視委員会が、WPKによるレビュー報告書を査閲。	・公益事業体の監査について、少なくとも、3年に1回、品質保証レビューを実施。 ・非公益事業体の監査については、少なくとも、6年に1回、品質保証レビューを実施。

項 目	日本	米	英	仏	独	EU(第8次指令)
4. 監査報告書への署名・押印	<ul style="list-style-type: none"> 代表社員及び業務執行社員が自署、押印。 指定証明の場合、指定社員(=業務執行者員)が自署、押印。 	<ul style="list-style-type: none"> 筆頭業務執行社員が監査事務所名を署名。 	<ul style="list-style-type: none"> 筆頭業務執行社員が監査事務所名を署名。 	<ul style="list-style-type: none"> 筆頭業務執行社員が自署。 ボードメンバー及び筆頭業務執行社員が署名することが多い。 上場会社は、共同監査が義務づけられているため、2事務所から2名計4名の署名がされることが多い。 	<ul style="list-style-type: none"> 筆頭業務執行社員が自署。 	<ul style="list-style-type: none"> 少なくとも監査を実施した法定監査人が署名。 業務執行社員、監査事務所名のいずれを署名すべきかについて記載はない。 署名者(個人名)を当局(又は自主規制団体)に通知する必要。
5. 継続教育制度(CPE)	<ul style="list-style-type: none"> 受講義務あり 	<ul style="list-style-type: none"> 受講義務あり 	<ul style="list-style-type: none"> 受講義務あり 	<ul style="list-style-type: none"> 受講義務あり 	<ul style="list-style-type: none"> 受講義務あり 	<ul style="list-style-type: none"> 受講義務あり

公認会計士法

(昭和二十三年七月六日法律第百三号)

(研修)

第二十八条 公認会計士は、内閣府令で定めるところにより、日本公認会計士協会が行う資質の向上を図るための研修を受けるものとする。

(一般の懲戒)

第三十一条 公認会計士がこの法律若しくはこの法律に基づく命令に違反したとき、又は第三十四条の二の規定による指示に従わないときは、内閣総理大臣は、第二十九条各号に掲げる懲戒の処分をすることができる。

(懲戒の手続)

第三十二条 何人も、公認会計士に前二条に該当する事実があると思料するときは、内閣総理大臣に対し、その事実を報告し、適当な措置をとるべきことを求めることができる。

- 2 前項に規定する報告があつたときは、内閣総理大臣は、事件について必要な調査をしなければならない。
- 3 内閣総理大臣は、公認会計士に前二条に該当する事実があると思料するときは、職権をもつて、必要な調査をすることができる。
- 4 内閣総理大臣は、前二条の規定により戒告又は二年以内の業務の停止の処分をしようとするときは、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。
- 5 前二条の規定による懲戒の処分は、聴聞を行つた後、相当な証拠により前二条に該当する事実があるとして認めた場合において、公認会計士・監査審査会の意見を聴いて行う。ただし、懲戒の処分が第四十一条の二の規定による勧告に基づくものである場合は、公認会計士・監査審査会の意見を聴くことを要しないものとする。

(設立の手続)

第三十四条の七 監査法人を設立するには、その社員になろうとする公認会計士が、五人以上共同して定款を定めなければならない。

- 2 会社法第三十条第一項の規定は、監査法人の定款について準用する。
- 3 定款には、少なくとも次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 一 目的
 - 二 名称
 - 三 事務所の所在地
 - 四 社員の氏名及び住所

五 社員の出資に関する事項

六 業務の執行に関する事項

(成立の時期)

第三十四条の九 監査法人は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによつて成立する。

(成立の届出)

第三十四条の九の二 監査法人は、成立したときは、成立の日から二週間以内に、登記事項証明書及び定款の写しを添えて、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

(社員の競業の禁止)

第三十四条の十四 監査法人の社員は、自己若しくは第三者のためにその監査法人の業務の範囲に属する業務を行い、又は他の監査法人の社員となつてはならない。

- 2 監査法人の社員が前項の規定に違反して自己又は第三者のためにその監査法人の業務の範囲に属する業務を行つたときは、当該業務によつて当該社員又は第三者が得た利益の額は、監査法人に生じた損害の額と推定する。

(虚偽又は不当の証明等についての処分等)

第三十四条の二十一 内閣総理大臣は、監査法人がこの法律若しくはこの法律に基づく命令に違反したとき、又は監査法人の行う第二条第一項の業務の運営が著しく不当と認められる場合において、同項の業務の適正な運営を確保するために必要であると認めるときは、当該監査法人に対し、必要な指示をすることができる。

- 2 内閣総理大臣は、監査法人が次の各号のいずれかに該当するときは、その監査法人に対し、戒告し、若しくは二年以内の期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は解散を命ずることができる。

- 一 社員の故意により、虚偽、錯誤又は脱漏のある財務書類を虚偽、錯誤及び脱漏のないものとして証明したとき。

- 二 社員が相当の注意を怠つたことにより、重大な虚偽、錯誤又は脱漏のある財務書類を重大な虚偽、錯誤及び脱漏のないものとして証明したとき。

- 三 この法律若しくはこの法律に基づく命令に違反し、又は運営が著しく不当と認められるとき。

- 四 前項の規定による指示に従わないとき。

- 3 第三十二条から第三十四条までの規定は、前項の処分について準用する。

- 4 第二項の規定による処分の手続に付された監査法人は、清算が終了した後においても、この条の規定の適用については、当該手続が終了するまで、なお存続するものとみなす。

- 5 第二項の規定は、同項の規定により監査法人を処分する場合において、当該監査法人の社員につき第三十条又は第三十一条に該当する事実があるときは、その社員である公認会計士に対し、懲戒の処分を併せて行うことを妨げるものと解してはならない。

(設置)

第三十五条 金融庁に、公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 公認会計士及び外国公認会計士に対する懲戒処分並びに監査法人に対する処分に関する事項を調査審議すること。
- 二 公認会計士、外国公認会計士及び監査法人の第二条第一項の業務並びに日本公認会計士協会の事務の適正な運営を確保するため行うべき行政処分その他の措置について内閣総理大臣に勧告すること。
- 三 公認会計士試験を行うこと。
- 四 前三号に掲げるもののほか、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

(監査又は証明の業務の調査)

第四十六条の九の二 協会は、会員の第二条第一項の業務の状況の調査を行うものとする。

2 協会は、定期的に、又は必要に応じて、前項の調査の結果を内閣総理大臣に報告するものとする。

(報告及び検査)

第四十六条の十二 内閣総理大臣は、協会の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、協会に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員に協会の事務所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をしようとする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(報告及び検査)

第四十九条の三 内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、第二条第一項又は第二項の業務に関し、公認会計士、外国公認会計士又は監査法人に対し、報告又は資料の提出を求めることができる。

2 内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、第二条第一項の業務に関し、当該職員に公認会計士、外国公認会計士又は監査法人の事務

所その他その業務に関係のある場所に立ち入り、その業務に関係のある帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

- 3 前項の規定により立入検査をしようとする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
- 4 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(権限の委任)

第四十九条の四 内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を金融庁長官に委任する。

- 2 金融庁長官は、前項の規定により委任された権限のうち、第四十六条の九の二第二項の規定による報告の受理に関する事務並びに第四十六条の十二第一項並びに前条第一項及び第二項の規定による権限（第四十六条の九の二第二項の報告に関して行われるものに限る。）を審査会に委任する。
- 3 金融庁長官は、政令で定めるところにより、第一項の規定により委任された権限（前項の規定により審査会に委任されたものを除く。）の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。
- 4 審査会は、政令で定めるところにより、公認会計士試験の実施に関する事務の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

財務諸表等の監査証明に関する内閣府令

(昭和三十二年三月二十八日大蔵省令第十二号)

(監査報告書等の記載事項)

第四条 前条第一項の監査報告書又は中間監査報告書には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項を簡潔明瞭に記載し、かつ、公認会計士又は監査法人の代表者が作成の年月日を付して自署し、かつ、自己の印を押さなければならない。この場合において、当該監査報告書又は中間監査報告書が監査法人の作成するものであるときは、当該監査法人の代表者のほか、当該監査証明に係る業務を執行した社員（以下「業務執行社員」という。）が、自署し、かつ、自己の印を押さなければならない。ただし、指定証明（公認会計士法第三十四条の十の四第二項に規定する指定証明をいう。）であるときは、当該監査法人の代表者に代えて、当該指定証明に係る指定社員（公認会計士法第三十四条の十の四第二項に規定する指定社員をいう。以下同じ。）である業務執行社員が作成の年月日を付して自署し、かつ、自己の印を押さなければならない。

一 監査報告書 次に掲げる事項

イ 監査の対象

ロ 実施した監査の概要

ハ 監査の対象となつた財務諸表等が、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該財務諸表等に係る事業年度（連結財務諸表の場合には、連結会計年度。以下同じ。）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見

ニ 追記情報

ホ 公認会計士法第二十五条第二項（同法第十六条の二第六項及び第三十四条の十二第三項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により明示すべき利害関係

二 中間監査報告書 次に掲げる事項

イ 中間監査の対象

ロ 実施した中間監査の概要

ハ 中間監査の対象となつた中間財務諸表等が、一般に公正妥当と認められる中間財務諸表等の作成基準に準拠して、当該中間財務諸表等に係る中間会計期間（中間連結財務諸表の場合には、中間連結会計期間（中間連結財務諸表規則第三条第二項に規定する中間連結会計期間をいう。）。以下同じ。）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているかどうかについての意見

ニ 追記情報

ホ 公認会計士法第二十五条第二項の規定により明示すべき利害関係

2 前項第一号イに定める監査の対象は、次に掲げる事項について記載するものとする。

一 監査の対象となつた財務諸表等の範囲

二 財務諸表等の作成責任は経営者にあること。

三 監査を実施した公認会計士又は監査法人の責任は独立の立場から財務諸表等に対する意見を表明することにあること。

3 第一項第一号ロに定める監査の概要は、次に掲げる事項について記載するものとする。ただし、重要な監査手続が実施できなかつた場合には、当該実施できなかつた監査手続を記載するものとする。

一 監査が一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して行われた旨

二 監査の基準は監査を実施した公認会計士又は監査法人に財務諸表等に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めていること。

三 監査は試査を基礎として行われていること。

四 監査は経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によつて行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表等の表示を検討していること。

五 監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たこと。

4 第一項第一号ハに定める意見は、次の各号に掲げる意見の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載するものとする。

- 一 無限定適正意見 監査の対象となつた財務諸表等が、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該財務諸表等に係る事業年度の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示していると認められる旨
 - 二 除外事項を付した限定付適正意見 監査の対象となつた財務諸表等が、除外事項を除き一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該財務諸表等に係る事業年度の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示していると認められる旨並びに除外事項及び当該除外事項が当該財務諸表等に与えている影響又は重要な監査手続が実施できなかつた事実が影響する事項
 - 三 不適正意見 監査の対象となつた財務諸表等が不適正である旨及びその理由
- 5 第一項第一号ニに定める事項は、財務諸表等規則第八条の二十七 又は連結財務諸表規則第十五条の二十二 の規定による注記に係る事項及び正当な理由による会計方針の変更、重要な偶発事象、重要な後発事象等で、監査を実施した公認会計士又は監査法人が説明又は強調することが適当と判断した事項について記載するものとする。
 - 6 第一項第二号イに定める中間監査の対象は、次に掲げる事項について記載するものとする。
 - 一 中間監査の対象となつた中間財務諸表等の範囲
 - 二 中間財務諸表等の作成責任は経営者にあること。
 - 三 中間監査を実施した公認会計士又は監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表等に対する意見を表明することにあること。
 - 7 第一項第二号ロに定める中間監査の概要は、次に掲げる事項について記載するものとする。ただし、重要な監査手続が実施できなかつた場合には、当該実施できなかつた監査手続を記載するものとする。
 - 一 中間監査が中間監査の基準に準拠して行われた旨
 - 二 中間監査の基準は中間監査を実施した公認会計士又は監査法人に中間財務諸表等には全体として中間財務諸表等の有用な表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めていること。
 - 三 中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われていること。
 - 四 中間監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たこと。
 - 8 第一項第二号ハに定める意見は、次の各号に掲げる意見の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載するものとする。
 - 一 中間財務諸表等が有用な情報を表示している旨の意見 中間監査の対象となつた中間財務諸表等が、一般に公正妥当と認められる中間財務諸表等の作成基準に準拠して、当該中間財務諸表等に係る中間会計期間の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロ

- 一の状況に関する有用な情報を表示している旨
- 二 除外事項を付した限定付意見 中間監査の対象となつた中間財務諸表等が、除外事項を除き一般に公正妥当と認められる中間財務諸表等の作成基準に準拠して、当該中間財務諸表等に係る中間会計期間の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示している旨並びに除外事項及び当該除外事項が当該中間財務諸表等に与えている影響又は重要な監査手続を実施できなかった事実が影響する事項
- 三 中間財務諸表等が有用な情報を表示していない旨の意見 中間監査の対象となつた中間財務諸表等が有用な情報を表示していない旨及びその理由
- 9 第一項第二号二に定める事項は、中間財務諸表等規則第五条の十八 又は中間連結財務諸表規則第十七条の十四 の規定による注記に係る事項及び正当な理由による会計方針の変更、重要な偶発事象、重要な後発事象等で、中間監査を実施した公認会計士又は監査法人が説明又は強調することが適当と判断した事項について記載するものとする。
- 10 公認会計士又は監査法人は、重要な監査手続が実施されなかつたこと等により、第一項第一号ハ又は第二号ハに定める意見を表明するための合理的な基礎を得られなかつた場合には、同項の規定にかかわらず、同項第一号ハ又は第二号ハの意見の表明をしない旨及びその理由を監査報告書又は中間監査報告書に記載しなければならない。

日本公認会計士協会 会則

(継続的専門研修制度の義務不履行者に対する懲戒の特例)

第 31 条の 2 前条第 2 項乃至第 7 項の規定にかかわらず、会長は、会員（監査法人を除く。以下本条において同じ。）が、第 83 条に定める継続的専門研修制度の所定単位数以上を履修せず、本会に報告しなかつた場合において、継続的専門研修制度に関する規則の定めるところにより義務不履行者となつたときは、理事会の議を経て次の各号に定める懲戒を行うことができる。

- 一 会報並びに継続的専門研修制度協議会が継続的専門研修制度に関し会員及び準会員に告知する細則に定める媒体に、義務不履行者として氏名、登録番号及び所属地域会を公表する。
- 二 会員が、第 87 条第 3 項各号のいずれかに該当する者と、監査契約を締結している場合又は監査契約を締結している監査法人の社員として関与している場合は、前号の公表に際して、監査責任者である旨及び当該会員が監査法人に所属する場合には監査法人の名称を追加する。

(継続的研修専門制度)

第 83 条 本会は、公認会計士としての使命及び職責を全うし、監査業務等の資質向上を図るため、法第 28 条の趣旨も踏まえ継続的専門研修制度により会員（監査法人を除く。）及び準会員を対象に次に掲げる研修を行う。

- 一 監査業務その他公認会計士業務に関する事項
- 二 職業倫理及び公認会計士制度に関する事項

2 会員（監査法人を除く。）は、義務として、前項の研修を受けなければならない。

3 第 1 項の研修は単位制とし、会員（監査法人を除く。）は、前項の研修を受け、継続的専門研修制度に関する規則（以下、本章において「規則」という。）に定める所定単位数（一事業年度に義務として取得すべき単位数）以上を履修し、本会に報告しなければならない。

4 研修履修結果は、会員（監査法人を含む。）に通知するものとする。

5 監査法人は、第 2 項及び第 3 項に定める研修の履修及び報告について、社員又は使用人である会員を監督しなければならない。

6 第 1 項乃至第 5 項以外の研修の実施に必要な事項は、規則をもって定める。

(義務不履行者に対する措置)

第 83 条の 2 本会は、会員が、第 83 条に定める継続的専門研修制度の所定単位数以上を履修せず、本会に報告しなかった場合において、規則の定めるところにより義務不履行者となったときは、規則に定める必要な措置を講ずることができる。

2 前項の措置は、第 31 条の 2 に基づく懲戒を重ねて行うことを妨げない。

(品質管理レビュー)

第 87 条 本会は、法第 46 条の 9 の 2 の趣旨を踏まえ、監査業務の公共性に鑑み、会員の監査業務の適切な質的水準の維持、向上を図り、もって監査に対する社会的信頼を維持、確保するため、監査を遂行する主体としての公認会計士又は監査法人が行う監査の品質管理状況をレビューし、その結果を通知し、必要に応じ改善を勧告し、当該勧告に対する改善状況の報告を受ける（以下「品質管理レビュー」という。）。

2 品質管理レビューは、指導的性格を有するものであり、摘発又は懲戒を目的とするものと解してはならない。

3 次の各号のいずれかに該当する者と監査契約を締結している公認会計士又は監査法人は、品質管理委員会規則（以下本章においては「規則」という。）に定めるところにより、品質管理レビューを受けなければならない。

- 一 株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第 2 条第 1 項の規定により会計監査人の監査を受けなければならない株式会社（資本の額、最終の貸借対照表の負債の部に計上した金額の合計額その他の事項を勘案して規則で定める者を除く。）

- 二 証券取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定により監査証明を受けなければならない者（規則で定める者を除く。）
 - 三 銀行法第 2 条第 1 項に規定する銀行
 - 四 長期信用銀行法第 2 条に規定する長期信用銀行
 - 五 保険業法第 2 条第 2 項に規定する保険会社
 - 六 前各号に掲げる者に準ずる者として規則で定める者
- 4 前項の品質管理レビューを受ける公認会計士又は監査法人は、第 88 条に規定する品質管理委員会が効率的かつ適切に品質管理レビューを実施できるように全面的に協力しなければならないものとし、品質管理委員会が必要と判断したすべての記録、書類及びその他の情報を品質管理委員会に提出し、品質管理委員会からの書面又は口頭による質問に対して遅滞なく回答しなければならない。
- 5 第 3 項の品質管理レビューを受けた公認会計士又は監査法人は、第 1 項の勧告を受けたときは、速やかに当該勧告に応じた改善措置を講じなければならない。

継続的専門研修制度に関する規則（日本公認会計士協会）

（会員の所定単位数と報告）

- 第 6 条 会則第 83 条第 3 項に定める会員の所定単位数は、1 事業年度 40 単位以上とし、単位の認定、計算その他必要な事項は、細則をもって定める。
- 2 会員が、会則第 83 条第 3 項の規定に基づき本会に報告する場合の様式、方法及び時期については、細則で定める。

（義務不履行者）

- 第 6 条の 2 会則第 31 条の 2 及び第 83 条の 2 に規定する義務不履行者は、一事業年度に取得した単位数が細則に定める単位数に達しなかった会員をいう。
- 2 会則第 83 条の 2 に規定する義務不履行者に対する必要な措置は次のとおりとする。
- 一 当該会員が従事する監査業務の辞退勧告
 - 二 当該会員が本会の役員等である場合は辞任勧告
 - 三 各種外部委員等への推薦の除外

会社法

（平成十七年七月二十六日法律第八十六号）

(競業の禁止)

第五百九十四条 業務を執行する社員は、当該社員以外の社員の全員の承認を受けなければ、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、定款に別段の定めがある場合は、この限りでない。

- 一 自己又は第三者のために持分会社の事業の部類に属する取引をすること。
- 二 持分会社の事業と同種の事業を目的とする会社の取締役、執行役又は業務を執行する社員となること。

2 業務を執行する社員が前項の規定に違反して同項第一号に掲げる行為をしたときは、当該行為によって当該業務を執行する社員又は第三者が得た利益の額は、持分会社に生じた損害の額と推定する。

弁護士法

(昭和二十四年六月十日法律第二百五号)

(他の弁護士法人への加入の禁止等)

第三十条の十九 弁護士法人の社員は、他の弁護士法人の社員となつてはならない。

- 2 弁護士法人の社員は、他の社員の承諾がなければ、自己又は第三者のために、その弁護士法人の業務の範囲に属する業務を行つてはならない。ただし、法令により官公署の委嘱した事項を行うときは、この限りでない。
- 3 弁護士法人の社員が前項の規定に違反して自己又は第三者のためにその弁護士法人の業務の範囲に属する業務を行つたときは、当該業務によつて当該社員又は第三者が得た利益の額は、弁護士法人に生じた損害の額と推定する。

Press Release

平成17年2月18日
日本公認会計士協会

公認会計士・監査審査会報告書「品質管理レビューの一層の機能向上に向けて 日本公認会計士協会による品質管理レビューの実態把握及び提言」に対する対応について

日本公認会計士協会は、公認会計士・監査審査会から平成17年2月9日に「品質管理レビューの一層の機能向上に向けて」と題する提言を受け、その対応を取りまとめたので、公表する。

1. 審査会の提言に対する協会の基本姿勢

日本公認会計士協会（以下「協会」という。）は、財務情報の信頼性を確保するために、自主規制機関として会員の行う監査業務の適切な質的水準の維持・向上を図り、もって監査に対する社会的信頼を維持・確保する施策として、平成11年度より監査事務所に対する監査の品質管理レビューを実施してきた。平成15年6月の公認会計士法改正により、協会の自主規制施策として実施してきた品質管理レビューが法的制度として位置づけられ、平成16年4月1日から改正法が適用されたこととともない、金融庁に設置された公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）によるモニタリングを受けることとなった。

審査会は改正法適用前の品質管理レビューを対象に実態把握を行い、今般、その結果が審査会から「品質管理レビューの一層の機能向上に向けて 日本公認会計士協会の品質管理レビューの実態把握及び提言」として公表された。

協会は自主規制機関として、今回の審査会の実態把握と提言を真摯に受け止め、監査の品質管理レビュー制度の充実に積極的に取り組む所存である。

なお、資本市場の信頼の確保に向けて、協会は、監査の品質向上のために直接的には品質管理レビューの充実強化策により対応することになるが、監査時間の増加等による監査実務の充実、会計・監査の実務指針や倫理規定の整備、研修の充実、個別事案の審査の強化など協会全体としても対応している。

2. 審査会の提言に対する協会の対応

(1) 品質管理レビューに係る制度及び組織

レビューチームの強化について

改正公認会計士法によりレビュー対象監査事務所に平成17年から約200の増加が見込まれることから、平成17年度からはレビューアーを倍増し、レビュー体制を一段と強化する予定である。

小規模監査事務所について、1人でレビューを実施する場合には、レビュー業務全体の効率性や対象監査事務所の規模等にも配慮しながら、個別に対応していく。

品質管理に係る協会機関の機能発揮について

モニタリングを受けるに当たって透明性を確保する観点から、品質管理委員会での判断形成過程について、審査記録や議事録の記載の明確化を図る。

審査会の提言を踏まえて、品質管理審議会の活動の充実・活性化や透明性を高める方策について検討していく。なお、平成16年度は従来2回であった同審議会の開催回数を4回とする予定である。

品質管理レビュー制度の基本的な姿勢について

品質管理レビューは、監査事務所の品質管理の方針と手続の運用状況をテストする目的で、個々の監査業務に関する監査調書をレビューし、監査意見の形成過程が監査の基準及び監査事務所の規定に準拠しているかどうかという観点から評価を行っているもので、その目的が個別監査意見の審査にあるのではないことをご理解いただきたい。

協会が行っているのはレビューであって、再監査ではないことについて、ご理解いただきたい。

品質管理レビューに係る情報開示について

従来は、会員には年次報告書の全文を開示してきたが、品質管理レビュー結果の対外的公表については、品質管理レビューの指導的又は教育的性格を考慮し慎重に対応してきた。利害関係者の不要な誤解を招くことがないように十分配慮して、具体的な統計的情報等の公表のあり方について、今後検討していきたい。

(2) 品質管理レビューに係る基準・手続

レビュー報告書等における判断基準の統一性について

監査業務ごとに会社の事業内容や企業内外の環境等が異なるため実務では様々なケースがあり、画一的な判断基準を設けることは容易ではなく、個々のケースごとに判断する事項が多いことも事実である。このような場合には、事実関係や判断理由の文書化に努めたい。

判断を統一するために実施可能で有効な基準の策定の可能性について、事例を集積していく中で検討していきたい。

監査事務所の審査体制について

監査事務所の審査体制の整備は監査の品質管理のために極めて重要なことと認識している。審査体制は、個人事務所においても年々改善されてきているが、品質管理レビューを通じて、さらにその整備を促進していきたい。

(3) 品質管理レビューの運用・実施

監査会計規範への準拠性について

品質管理レビューにおいては、(1) で述べたように監査意見の形成過程を評価しており、その際に、監査人が入手している監査証拠と監査人の結論の間に著しく不合理があると認められる場合には、指摘事項として改善を求めている。

リスク・アプローチに基づく監査計画及び監査手続について

監査計画は、リスク・アプローチに基づく監査において極めて重要であるとともに、その文書化が個々の監査の品質管理における監査補助者への指示・監督において重要な役割を担うものであるため、今後とも文書化等に不備があれば指摘事項とし、論理的に一貫性ある監査計画の策定及び当該計画に基づく監査の実施となるように指導することにより、監査の質の向上を求めていきたい。

個々の監査業務に係る被監査会社の選定方法について

監査時間数と監査報酬は、監査の品質や監査人の独立性に影響するので、被監査会

社の選定要素の一つとして織り込む必要があり、様式等の改善を図りたい。

また、最近では監査人が交代した監査業務において会計不祥事の疑いのある事件が報道されており、レビュー対象とする個別監査業務の選定に当たっては、監査人の交代に合理的な理由が明らかでない監査業務については、配意をすべきと考えている。

意見形成に係るレビュー手続の実施について

未了の監査手続はないか、監査範囲の制約がなかったか等は、監査人が監査終了時においてチェックすべき重要事項であるので、品質管理レビューにおいて、監査人が重要性や監査範囲の制約等を考慮して判断した過程を調書に記録していることを確かめているが、更に徹底させていきたい。

レビューでは監査と異なり詳細な調書を作成することは要しないが、レビュー基準で求めているレビュー手続がレビュー調書に十分に記載されているかどうか検討していきたい。

事後審査への対処について

国際監査基準、米国等の監査慣行においても、監査報告書の日付は現場作業終了日であり、現場作業終了後、調書のレビューや審査などの必要な手続がすべて実施済みであることを確認した後に、監査報告書はサインされ発行される。品質管理レビューにおいて、商法監査報告書の会社提出日前に意見表明のための審査を行っていることを確かめる扱いとしているのは、これらの海外の慣行と矛盾しないと考えている。

しかし、この問題について関係諸機関と協議し適切な対応をとることについては、異論はなく、広く議論していきたい。

改善勧告事項に対するフォローアップについて

改善勧告事項に対するフォローアップは適宜実施することが必要と考えている。監査事務所へ赴いた実地調査については、今後、品質管理実施状況の報告書を回収し分析した結果に基づいて、その必要性を判断していく。また、品質管理審議会に品質管理実施状況の報告書に関する回収状況や確認状況を報告し、助言を受ける予定である。

(4) 監査人の独立性に関する事項

監査人の身分的独立性について

監査人の独立性が監査の信頼性確保の基盤であることは十分に理解している。今回の公認会計士法の改正により独立性の基準が厳格化されたので、監査事務所に対しては、公認会計士法への対応について注意を喚起している。独立性に関する改正法に対応したチェックリスト等も近々公表する予定であり、レビュー手続及びレビューツールについても見直しを行う。

監査人の経済的独立性について

改正公認会計士法に対応する監査人の独立性確保に関して、どのように対応しているかを確かめるレビュー手続をレビューツールに具体化するよう改めたい。

(5) 品質管理レビューに関連する体制整備について

今後は、個別事案を調査する監査業務審査会の調査で明らかになった共通的な事項や新聞情報等外部から収集した情報で、品質管理レビューにおいても有用と考えられるものについては、監査業務審査会からの情報の提供を受けるとし、有効に活用するようになりたい。

以上

EU第8次会社法指令の概要

1. 監査人、監査事務所の要件

- (1) 法定監査人となるには、原則として、少なくとも以下の教育、実務経験の要件を満たさなければならない。
教育要件:大学の専門課程を履修し、会計・監査等の専門能力の試験に合格。
実務要件:3年間の実務経験。
- (2) 監査事務所の議決権の過半は、上記要件を満たす監査人により保有されなければならない。
- (3) 監査事務所の経営陣の過半～最大75%が上記要件を満たした監査人でなければならない。

2. 監査事務所等の登録

- (1) 監査事務所等がEU域内において、上場会社等の監査を含む法定監査を実施する場合、登録が必要。
- (2) 第三国(EU域外)の監査事務所等も、EU域内の上場会社の監査をする場合、EU加盟国において登録することが必要。

3. 監査事務所等の独立性確保

- (1) 監査事務所等は、独立性に影響を与える事象に対して適切な措置を講ずることにより、独立性を確保しなければならない。
- (2) 主要な監査責任者は、最長7年(インターバル2年)で交代しなければならない。

4. 監査基準、監査報告

- (1) 監査事務所等は、法定監査において、EUにより承認された国際監査基準に基づき監査を実施しなければならない。
- (2) 監査事務所によって監査が実施される場合、監査報告書は、最低限、監査事務所を代表して監査を実施する法定監査人により署名されなければならない。

5. 連結財務諸表監査の実施

- (1) 企業グループの監査人は、連結財務諸表の監査報告書において他者への責

任の分割が認められておらず、全ての責任を負わなければならない。

- (2) 連結財務諸表の一部が第三国の監査人により監査されている場合、企業グループの監査人は、第三国の監査人による監査証拠を入手できるようにしなければならない。

6. 監査事務所等に対する監督のあり方、監査事務所等の責任

- (1) 監査事務所等は、独立した機関による品質保証レビューを受けなければならない。
- (2) 独立した機関による品質保証レビューの範囲は、監査基準、倫理規則への準拠性、監査事務所の品質管理システム等の評価が含まれる。
- (3) 公益事業体を監査する監査事務所等に対する品質保証レビューは最低3年に1回、それ以外に対する品質保証レビューは最低6年に1回実施されなければならない。

(注)公益事業体には、上場会社、銀行、保険会社、大規模会社等が含まれる。

- (4) EU加盟国は、指令の規定に従わない法定監査に対して、有効、相応で抑止効果のある制裁を規定する。制裁は、承認撤回の可能性を含む。
- (5) 監査人の責任については特に定められておらず、当面、各国に委ねられている。2006年末までに欧州委員会が報告書を取り纏め、欧州議会に提出予定。

7. 監査事務所等による開示

- (1) 公益事業体を監査する監査事務所等は、事業年度終了後3ヶ月以内に、組織形態、所有割合、ネットワーク形態、ガバナンス構造、内部の品質管理システム、売上高の内訳などを記載した年次報告書を公開しなければならない。

8. 監査委員会の設置

- (1) 公益事業体は、原則として、株主総会により指名された独立のメンバーから構成される監査委員会を設置しなければならない。
- (2) 監査委員会のメンバーには経営陣からの独立性が要求されており、少なくとも一人は会計・監査の専門家でなければならない。
- (3) 公益事業体の監査をする場合、監査事務所等は、毎年、同事業体の監査委員会に対して、被監査事業体からの独立性及び被監査会社に提供された追加業務等を知らせなければならない。
- (4) 監査事務所等は、財務諸表監査で発見された財務報告プロセスに係る内部統制上の重要な欠陥等の主要な事項を監査委員会に報告しなければならない。

9. 監査契約、監査報酬の決定方法等

- (1) 監査事務所等は、原則、被監査会社の株主総会により選任されなければならない。
- (2) 公益事業体の経営陣による監査事務所等の選任に関する提案は、監査委員会による提案に基づくものでなければならない。
- (3) 監査事務所等は合理的な理由によらずに解任できない。監査事務所等は任期中に辞任した場合又は解任された場合、当局又は監督機関にその旨及び理由を知らせなければならない。
- (4) 監査報酬は、被監査会社への追加的業務提供によって左右されてはならず、成功報酬に基づいてはならない。

10. 第三国の監査制度に関する同等性評価等

- (1) EU上場会社を監査する第三国の監査事務所等に、原則として、EU各国で登録し、その公的監視、品質保証、調査及び懲罰のシステムに服することを求める。その場合、監査事務所等による監査がEU指令で求める基準と「同等」の基準に従って行われること等が前提とされる。
- (2) 加えて、第三国の監査事務所等による監査がEU指令で求めるものと「同等」な品質保証システムに服しているか否か等が評価され、「同等」と判断された場合、EU各国の独立した機関による品質保証レビュー等が免除される。
- (3) EU加盟国の当局は、第三国の当局との間で相互主義に基づく取決めがあること等を条件として、第三国の当局に監査調書を送ることができる。

以 上